



島根県報

平成18年 6 月30日 (金)
号外 第 90 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

訓 令	
職員の任免発令式の一部改正	(人 事 課) 1
島根県職員服務規程の一部改正	(") 2
教委訓令	
職員の任免発令式の一部改正	(教育庁総務課) 5
教育職員の任免発令式の一部改正	(教育庁総務課) 6 (義 務 教 育 課)

訓 令

島根県訓令第25号

本 庁
地方機関

職員の任免発令式 (昭和32年島根県訓令第14号) の一部を次のように改正する。

平成18年 6 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 1 の 12 中「 課長」を「 長」に改め、同表の 13 中「 (部 課 () 勤務を命ずる)」を「 (部 課 () 勤務を命ずる)」に改め、同表の 14 の (3) 中「 課長」を「 長」に改め、同表の 21 を次のように改める。

命ずる)」を (期間 年 月 日から 年 月 日まで) に改め、同表の 14 の (3) 中「 課長」を「 長」に改め、同表の 21 を次のように改める。

21 削除

別表第 1 の 22 の (1) を次のように改める。

(1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合

ア 当初の場合

島根県 氏 名

地方公務員法第28条第 2 項第 1 号の規定により休職を命ずる

期間は 年 月 日までとする

部 課長 (長) 待遇とする

(休職期間中給与の全額を支給する)

(休職期間中給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する)

(休職期間中 年 月 日までは給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給し、 年 月 日からは給与を支給しない)

(給与は支給しない)

イ 期間を更新する場合

島根県 氏 名

休職の期間を 年 月 日まで更新する

(休職期間中給与の全額を支給する)

(休職期間中給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する)

(休職期間中 年 月 日までは給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給し、 年 月 日からは給与を支給しない)

(給与は支給しない)

別表第1の の22の(2)中 「 課長(長)待遇とする を 休職期間中給与月額100分の を支給する」

「 部 課長(長)待遇とする に改め、同表の の29を次のように改める。

29 削除
附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

島根県訓令第26号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程(昭和46年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成18年6月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第9条第3項を次のように改める。

- 3 所属長は、次に掲げる場合には、休暇状況報告書(様式第2号の2)を人事課長に提出しなければならない。
 - (1) 私傷病による休暇を承認した場合であって、当該私傷病について初めて週休日、休日及び休日の代休日を除いて引き続き7日以上(次号に掲げる場合を除く。)
 - (2) 引き続き50日以上(次号に掲げる場合を除く。)

第9条第4項中「引き続き1年」を「休日休暇条例第7条第1項に規定する期間」に、「1年に」を「同項に規定する期間の限度に」に、「国立若しくは県立の医療機関又は保健所」を「、職員の分限の手續に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第2号)第2条に規定する医療機関又は同条に規定する公的医療機関」に改め、「とする。」の次に「次項及び」を加え、「休暇状況報告書」を「休職に係る報告書(様式第3号)」に改め、同条第5項を次のように改める。

- 5 職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号。第14条において「休日休暇規則」という。)第3条の4の規定により休暇の期間を通算する場合において、前項に規定する期間内に医師2人の診断書を所属長に提出することが困難な職員に対する前項の規定の適用については、前項中「当該休暇の期間が同項に規定する期間の限度に達する日の10日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

第14条中「職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)」を「休日休暇規則」に、「表第14号」を「表第16号」に改める。

様式第3号中 「

休暇を承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間	を
-----------	---------	---------	----	---

」

休暇を承認 した期間	既承認 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	合計 日間
	今回承 認期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	

に改め、同様式に注として次のよう

に加える。

注 1 医師の診断書を添付すること。

2 所属長の意見は、引き続き50日以上私傷病による休暇を承認した場合にのみ記入すること。

様式第 3 号を様式第 2 号の 2 とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号(第9条関係)

番 号
年 月 日

総務部人事課長 様

所属長 氏 名 印

休 職 に 係 る 報 告 書

下記のとおり状況を報告します。

記

対 象 職 員	職 名		氏 名	
既休職発令期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	合計	
今回療養が必要な期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	日間	
傷 病 名				
所属長の意見				

注 医師2名の診断書を添付すること(医師のうち1名は、職員の分限の手続に関する規則第2条に規定する医療機関又は同条に規定する公的医療機関の医師であること。)。

附 則

この訓令は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 5 号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 6 月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

別表第 1 の の22及び23を次のように改める。

22 削除

23 休職及び復職

(1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合

ア 当初の場合

島根県教育委員会事務局 職員
氏 名

地方公務員法第28条第 2 項第 1 号の規定により休職を命ずる

期間は 年 月 日までとする

課長（ 長）待遇とする

（休職期間中給与の全額を支給する）

（休職期間中給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する）

（休職期間中 年 月 日までは給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給し、 年 月 日からは給与を支給しない）

（給与は支給しない）

イ 期間を更新する場合

島根県教育委員会事務局 職員
氏 名

休職の期間を 年 月 日まで更新する

（休職期間中給与の全額を支給する）

（休職期間中給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する）

（休職期間中 年 月 日までは給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給し、 年 月 日からは給与を給しない）

（給与は支給しない）

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

島根県教育委員会事務局 職員
氏 名

地方公務員法第28条第 2 項第 2 号の規定により休職を命ずる

期間は事件が裁判所に係属する間とする

課長(長)待遇とする

休職期間中給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の を支給する

別表第1の の28を次のように改める。

28 削除

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第6号

本 庁
教育事務所
県立学校

教育職員の任免発令式(昭和61年教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成18年6月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

別表第1(その1)の17(2)中「第20条の5」を「第26条」に改める。

別表第1(その1)の18を次のように改める。

18 休職

(1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合

ア 当初の場合

イ 結核性疾患の場合

職 名 氏 名

地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき休職を命ずる

期間は 年 月 日までとする

教育公務員特例法第14条の規定に基づき休職期間中給与の全額を支給する

(注) 期間は2年とすること。

イ) その他の場合

職 名 氏 名

地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき休職を命ずる

期間は 年 月 日までとする

休職期間中給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する(休職期間中給与の全額を支給する)(休職期間中 年 月 日までは給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給し、 年 月 日からは給与を支給しない)(給与は支給しない)

(注) 期間は1年までとすること。

イ 休職期間を更新する場合

職 名 氏 名

休職期間を 年 月 日まで更新する

(注) 期間は1年までとすること。

結核性疾患の場合は、「教育公務員特例法第14条の規定に基づき休職期間中給与の全額を支給する」を併記すること。

結核性疾患以外の場合は、「休職期間中給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する」、「休職期間中給与の全額を支給する」、「休職期間中 年 月 日までは給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給し、 年 月 日からは給

与を支給しない」又は「給与は支給しない」を併記すること。

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

職 名 氏 名

地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づき休職を命ずる

期間は事件が裁判所に係属する間とする

休職期間中給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の を支給する

(3) 在籍専従を許可する場合

職 名 氏 名

地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定に基づき在籍専従を許可する

期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

(4) 条例による場合

ア 当初の場合

職 名 氏 名

職員の休職の事由を定める条例第2条第 号の規定に基づき休職を命ずる

期間は 年 月 日までとする

休職期間中給与は支給しない(休職期間中給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する)

イ 休職期間を更新する場合

休職期間を 年 月 日まで更新する

休職期間中給与は支給しない(休職期間中給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する)

別表第1(その1)の19の2(1)中「寒冷地手当、期末手当」を「及び期末手当」に改める。

別表第1(その2)の15(2)中「第20条の5」を「第26条」に改める。

別表第1(その2)の16を次のように改める。

16 休職

(1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合

ア 当初の場合

㊦ 結核性疾患の場合

職 名 氏 名

地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき休職を命ずる

期間は 年 月 日までとする

教育公務員特例法第14条の規定に基づき休職期間中給与の全額を支給する

(注)期間は2年とすること。

㊧ その他の場合

職 名 氏 名

地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき休職を命ずる

期間は 年 月 日までとする

休職期間中給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する(休職期間中給与の全額を支給する)(休職期間中 年 月 日までは給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給し、 年 月 日からは給与を支給しない)(給与は支給しない)

(注)期間は1年までとすること。

イ 休職期間を更新する場合

職 名 氏 名

休職期間を 年 月 日まで更新する

(注) 期間は1年までとすること。

結核性疾患の場合は、「教育公務員特例法第14条の規定に基づき休職期間中給与の全額を支給する」を併記すること。

結核性疾患以外の場合は、「休職期間中給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する」、「休職期間中給与の全額を支給する」、「休職期間中 年 月 日までは給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給し、 年 月 日からは給与を支給しない」又は「給与は支給しない」を併記すること。

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

職 名 氏 名

地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づき休職を命ずる

期間は事件が裁判所に係属する間とする

休職期間中給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の を支給する

(3) 在籍専従を許可する場合

職 名 氏 名

地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定に基づき在籍専従を許可する

期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

(4) 条例による場合

ア 当初の場合

職 名 氏 名

市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例第3条第 号の規定に基づき休職を命ずる

期間は 年 月 日までとする

休職期間中給与は支給しない(休職期間中給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する)

イ 休職期間を更新する場合

休職期間を 年 月 日まで更新する

休職期間中給与は支給しない(休職期間中給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する)

別表第1(その2)の17の2(1)中「、寒冷地手当、期末手当」を「及び期末手当」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。